

第13回 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会 会議録	
日 時	令和5年10月25日(水) 15時00分～16時30分
開催場所	横浜市役所 25階会議室
出席者	<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 谷 和夫 (東京海洋大学 教授) ・ 浅野 志穂 (森林総合研究所 森林防災研究領域長) ・ 稲垣 秀輝 (株式会社環境地質 代表取締役会長) ・ 齊藤 広子 (横浜市立大学 教授) ・ 白木 克繁 (東京農工大学 准教授) ・ 杉山 文章 (神奈川県土地改良事業団体連合会 専務理事) ・ 二木 幹夫 (一般財団法人ベターリビング 総括役) <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青木 淳 (建築局宅地審査部長) ・ 加藤 忠義 (建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当課長) ・ 可知 孝弘 (建築局宅地審査部宅地審査課担当係長) ・ 岩崎 裕仁 (建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当) ・ 高橋 智子 (建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当) ・ 高橋 洋平 (建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当) ・ 谷合 素音 (建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当)
欠席者	海老原 佐江子 (城南かがやき法律事務所 弁護士)
開催形態	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う検討事項は非公開
議題等	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 事務局あいさつ 3 委員会の概要 4 委員紹介 6 委員長選任 7 公開・非公開の決定 8 宅地造成等規制法改正の概要 9 審議 <ul style="list-style-type: none"> 宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴う検討事項について (1) 基礎調査(規制区域の指定) (2) 基礎調査(既存盛土調査) 10 今後の審議事項 11 事務連絡 12 閉会
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う検討事項は非公開とする。

議 事	<p>【開会】</p> <p>(事務局) それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第 13 回横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会を開催いたします。私、宅地審査課宅地企画担当課長の加藤と申します。よろしくお願ひいたします。議事進行に関しては、後ほど委員長が決まり次第、委員長にお願ひすることになりますが、それまでの間、私が進行いたします。まず初めに、事務局を代表いたしまして、宅地審査部長の青木よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>【事務局あいさつ】</p> <p>(宅地審査部長) 建築局宅地審査部長の青木と申します。本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。また、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。本委員会は、宅地耐震化推進事業や崖防災等に関して審議いただくため、平成 26 年に市長の附属機関として設置しておりますが、今回からは、盛土規制法の適用に向けた本市の対応について、審議いただきたくことになります。本市は、丘陵地や崖地が多いという地形の特徴や、他都市と比較して多くの造成工事が行われてきたという背景があり、それらの特徴や背景を踏まえて、丁寧な検討を行っていく必要があると考えています。そのために、みなさまの専門的な知見から、貴重なご意見をいただければ幸いです。「災害に強い安心・安全な都市づくり」を実現するために、ご協力をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>【委員会の概要】</p> <p>(事務局) では審議に先立ちまして、事務局からいくつかご説明があります。</p> <p>(事務局) 建築局宅地審査課担当係長の可知と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。画面に表示しておりますが、本日の内容はご覧のとおりでございます。まず、会議の成立についてですが、委員会条例第 7 項第 2 項の規定のとおり、半数以上のご出席をいただいておりますので、成立といたします。また、海老原委員に関しましてはご欠席のご連絡をいただいておりますが、審議事項について、事前にご意見をいただいておりますので後ほどご紹介いたします。</p> <p>※委員会の概要について説明</p> <p>【委員紹介】</p> <p>(事務局) ※委員を紹介</p> <p>【委員長選任】</p> <p>(事務局) 委員長の選任を行います。委員会の条例第 6 条に基づき、委員長を互選によって定めることとしております。自薦他薦ございましたら、お願ひいたします。</p> <p>(委員) 前回から引き続いて谷先生にお願ひしたいと思うのですが、どうでしょう</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

か。

(委員一同) 異議なし。

(事務局) ありがとうございます。それでは任期3年で谷委員に委員長をお任せしたいと思います。それでは、委員長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【公開・非公開の決定】

(委員長) ご指名でございますので、引き続いて委員長の職を務めたいと思います。よろしくお願ひいたします。ここで審議に入る前に、本日の審議内容についての公開・非公開についての決定をいたします。では事務局からご説明お願ひいたします。

(事務局) ※公開・非公開について説明

(委員長) 事務局から説明がありました通りですが、非公開に該当すると考えられますが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(委員長) この件について、海老原委員からご意見はありましたか。

(事務局) 海老原先生からご意見いただいております。「審議上必要となる情報が市民の財産の価値に関わる情報であり、公開することによって市民や事業者に誤解や混乱を招くものであると理解しております。したがって非公開とすることに異議はありません。」とのことです。

(委員長) では、盛土規制法に関する審議については非公開といたします。

【宅地造成等規制法改正の概要】

(委員長) それではまず宅地造成等規制法改正の概要について事務局からご説明をお願ひいたします。

(事務局) ※宅地造成等規制法改正の概要について説明

(委員長) 以上が改正された法律に関するご説明です。何かご質問等ございますか。

(委員) 今後の予定について確認ですが、パブリックコメントの期間はどれぐらいを予定されているのですか。

(事務局) パブリックコメントを行う際には、行う1か月ほど前に記者発表でパブリックコメント実施の公表を行います。その後ある程度期間を設けてから、パブリックコメント自体は30日以上で、その後に回答をまとめて公表します。今のところ、区域の案や条例の改正案の公表について、来年度4月頃を予定しています。

(委員長) トータル3か月程度ということですね。

(事務局) そうです。

(委員) その粗々の案が、年度明けくらいに大体固まるというスケジュールですね。

(事務局) パブリックコメントは細かい内容というより大まかな方針について意見を伺うということです。盛土規制法により、許可申請前に周知が必要となったため、周知の方法を条例に基づいて行いたいと考えておりまして、そのことについてパブ

リックコメントを行う予定にしております。区域の案に関しては、要領等に従って指定していくので、同時に公表はしますが、意見を聞く対象にはしていません。

(委員) わかりました。

(委員長) 他いかがですか。

(委員) 市でやられるときに、一般的には県単位で市町村のご意見を聞きますよという話なのですが、市単独でできるときに、ここは区長とかおられるのですか。あるいは個人から意見を聞くのですか。この法律のメインは、土地所有者個人であり、それで個人からご意見を聞かれる、あるいは区として何かその、この土地を指定されたら困るみたいな話にはなり得るのでしょうか。

(事務局) 政令指定都市の場合、区といっても建築局が本市全体の役割を担っているため、23区の区とは性質が違います。

(委員) 地域としてのご意見を聞く必要はないわけね。

(事務局) 説明や周知は十分にしていきますが、意見を聞くというよりは、こういう案でやっていきたいということを丁寧に説明していくということで考えています。

(委員長) 区というまとまりでは動かずに市が最小単位で対応するということですね。市が最小単位で全部受けるという。他よろしいですか。

(委員一同) 意見なし。

(委員長) 質問がないようでしたら、次に審議事項の一つ目で基礎調査（規制区域の指定）について、事務局からご説明をお願いいたします。

【基礎調査（規制区域の指定）について】

非公開とします。

【基礎調査（既存盛土等調査）について】

非公開とします。

【今後の審議事項】

(委員長) そうしましたら、今後の審議事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) ※今後の審議事項について説明

(委員長) では、これらは今後審議していくということでご協力よろしくお願ひします。本日の審議事項は以上になりますので、進行は事務局にお渡しいたします。

【事務連絡】

(事務局) 委員長、ここまでありがとうございました。皆様もありがとうございました。

(事務局) ※事務連絡

	<p>(事務局)では、第13回目の委員会はこれで終了となります。長時間ありがとうございました。</p> <p>【閉会】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 【資料－1】 宅地造成等規制法改正を踏まえた本市の対応について</p> <p>(2) 【資料－2】 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例</p> <p>(3) 【資料－3】 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会運営要綱</p> <p>(4) 【資料－4】 横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び同条例の解釈・運用の手引(抜粋)</p> <p>(5) 【資料－5】 基礎調査(規制区域の指定)に係る検討資料</p> <p>(6) 【資料－6】 基礎調査(既存盛土等調査)に係る検討資料1</p> <p>(7) 【資料－7】 基礎調査(既存盛土等調査)に係る検討資料2</p> <p><u>※ 資料1の一部、資料5、資料6及び資料7については会議が非公開のため、資料についても非公開</u></p> <p>2 次回開催について(予定)</p> <p>日時 令和6年1月22日</p> <p>場所 横浜市役所 18階会議室</p>

※本会議録は委員及び会議関係者で確認の上、内容を確定しています。